

平成 27 年 12 月
防 衛 省

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理
組織による手続等に関する告示の一部改正について

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成 19 年防衛省告示第 70 号）は、関係行政機関が所管する法令に基づく手続等について、書面によることに加え、オンラインでも行うことができるようにするために必要な事項を定めた、関係行政機関が所管する法令に係る行政機関等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）において、関係行政機関に属する行政機関又は行政機関の長が別に定めることとされている事項について定めた告示です。

今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）の施行に伴い、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の題名の改正等所要の改正が施行されることなどから、防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部改正を行いました。

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示第 1 条の改正は、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成 19 年内閣府令第 6 号）の廃止に伴うものであり、第 4 条第 2 項の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 31 条の規定による電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の改正に伴い、法律の題名が「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」から「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項に規定する「電子証明書」が「署名用電子証明書」に改められたことに伴うものであり、いずれも他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に該当するため意見公募手続を実施しませんでした。

今後とも防衛省・自衛隊に御協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

【問合せ先】

○ 防衛省整備計画局情報通信課

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1

TEL: 03-3268-3111（内線 22006）